



合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る 業績指標 170 離島等の総人口 ②奄美群島の総人口
	政策の達成目標	・奄美群島内の平成 30 年度末の人口を目標値とする。 目標値 奄美群島の総人口 平成 30 年度末 112 千人以上 (平成 24 年度末現在 117 千人)
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	・平成 26 年度から平成 30 年度まで、5 年延長 (平成 30 年度末まで奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長を検討中)
	同上の期間中の達成目標	・独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化
	政策目標の達成状況	・独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化を通じて奄美群島経済の自立化、活性化に寄与している。
有効性	要望の措置の適用見込み	過去 3 箇年の平均から年度当たり約 1 百万円の負担軽減が見込まれる。
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化に寄与している。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	(国税) 所得税、法人税、印紙税及び登録免許税に係る非課税措置 (所得税法第 11 条第 1 項、法人税法第 4 条第 2 項、登録免許税法第 4 条第 1 項及び第 2 項、印紙税法第 5 条第 1 項第 2 号)
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・財政投融资特別会計出資金 (平成 26 年度要求 200 百万円)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	本制度については、奄美群島振興開発基金が高い公共性、政策金融としての役割を有する一方で、採算性の低い業務を行っている機関であることから、非課税という特例措置を要望するものである。 一方で、予算上の措置については、貸付財源の調達コスト抑制、財政的な基盤である保証基金の充実等を図ることを目的としており、本制度とは役割を異にするものである。
	要望の措置の妥当性	本特例措置は、独立行政法人奄美群島振興開発基金の高い公共性等に鑑み非課税と措置されているものであり、次期通常国会に提出予定の奄美群島振興開発特別措置法の期限の延長等の法改正によっても何ら本法人の性質の変更が生じるものではないため、本要望は適正である。

税負担軽減措置等の適用実績	法人住民税・事業税・住民税（利子割）の負担軽減額（単位：千円）			
		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
	合計額	1,128	1,124	1,355
	法人住民税	0	0	0
	事業税	0	0	0
住民税（利子割）	1,128	1,124	1,355	
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	-			
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化			
前回要望時の達成目標	独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化			
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	独立行政法人奄美群島振興開発基金の経営基盤強化に寄与している。			
これまでの要望経緯	昭和 30 年度 創設 昭和 33 年度 昭和 39 年度 昭和 44 年度 昭和 49 年度 昭和 54 年度 昭和 59 年度 平成元年度 平成 6 年度 平成 11 年度 平成 16 年度 平成 21 年度 } 適用期限の 5 年延長			